

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成24年4月26日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）
名 称 山下ビル
所在地 新潟市中央区古町通5番町615番地
設置者 株式会社 山下家具店
- 2 店舗面積の合計
（廃止前）9, 142 m²
（廃止後）0 m²
- 3 廃止となる年月日
平成24年4月18日
- 4 廃止をしようとする理由
建替のため
- 5 届出年月日
平成24年4月17日